令和８年９月１４日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会
豊山町内小中学校

非常災害時等における児童生徒の登下校のお知らせ【改訂版】

令和８年５月２９日からの新たな防災気象情報の運用に伴い、みだしのことについて、原則として下記のとおり対応します。各ご家庭におかれましても、ご協力の程よろしくお願いします。
※豊山町の該当する区域は、「豊山町」限定となります。

記

１　特別警報（レベル５）・危険警報（レベル４）発表の場合

(1) 登校前は、自宅待機とします。
　　※なお、解除後の登校については、あらためて緊急メール等で連絡いたします。
(2) 登校後は、すぐに授業を中止し、安全を確保する対応（校内待機等）を行います。

２　暴風警報発表の場合

(1)　登校前に暴風警報が発表された場合

ア　午前６時３０分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
イ　午前６時３０分から午前１１時までに、警報が解除された場合は、解除後２時間を経てから授業を始めます。
ウ　午前１１時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休校とします。
　＊　上記ア、イの場合でも、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2)　登校後に暴風警報が発表された場合

ア　すぐに授業を中止し、児童等が安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させます。
イ　児童等が安全に帰宅できないと判断した場合は、校内で待機させ、危険が去ってから下校させます。または、緊急メール等で連絡し、引き渡し下校を行います。

３　集中豪雨等の場合(大雨洪水等の警報を含む)

(1)　登校前に集中豪雨等があった場合

ア　保護者の方は、児童生徒の安全な登校にご協力ください。
イ　なお、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2)　登校後に集中豪雨等になった場合

ア　気象情報や通学路の状況により安全を確認し、危険が去ってから下校させます。または、緊急メール等で連絡し、引き渡し下校を行います。

４　南海トラフ地震等に関する情報発表の場合

(1)　地震による被害が出た場合

ア　登校前に地震が発生した場合
　○　周辺の被害が大きく登校が困難な場合は、学校から連絡があるまで自宅で待機させてください。
　○　上記以外の場合、保護者の方は、児童生徒の安全な登校にご協力ください。
イ　登校後に地震が発生した場合
　○　周辺の被害が大きく下校が困難な場合は、校内で安全を確保し、待機させ、**引き渡し下校を行います。**

(2)　南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合

情報の種類	教育活動（学校施設等に被害がない場合）
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	原則、通常の教育活動を行います。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	巨大地震の発生に留意しつつ、通常の授業や行事は実施し、授業終了後は下校します。（部活動等は行いません）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	巨大地震の発生に留意しつつ、通常の教育活動を継続します。
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	通常の教育活動を行います。

※このお知らせは、ご家庭で保管され活用していただきますようお願いします。